

# 「これからの法律家」を考える会

## 設立趣意書

わが国は司法制度改革審議会が最終意見書を提出した2001年以降、数々の司法制度改革を実施してきました。法テラスが設立され、刑事裁判に市民が参加する裁判員制度が始まり、実務法曹教育の中核を法科大学院が担うこととなりました。

それから10余年、制度改革のひずみが各所で生じ、とりわけ司法制度を担う法律家のあり方に関する言説は百家争鳴のごとくです。議論が錯綜しつつある今、改めて原点に立ち返る必要があります。最終意見書は、法律家とは「社会生活上の医師」であると謳います。それでは、「社会生活上の医師」を必要とする現代社会は、これからの法律家に何を求めているのでしょうか。

価値観の多様化、少子高齢化、グローバル化、産業の空洞化など、社会の構造は大きく変化しています。これに伴い、市民や社会は、より複雑で、国際的、専門的な問題を抱えるようになってきています。こうした状況で、法律家は、市民や、社会のためにこれからどこで、どのような役割を果たしていくべきなのでしょうか。市民や社会のために、法律家は、何を変えず、一方で何を变えていかなければならないのでしょうか。

今、現代社会は、多様な社会構造から成り立ちます。多様な価値観を持つ個々人が活力を抱いて活動すれば、様々な場面で深刻な利害の意見対立が生じることは避けられません。多数の利益と意見と異なる個人の利益尊厳が全面的に尊重サポートされるためには、真の意味での人権保障が極めて重要です。また、多様な価値観を前提とするとき、一律の事前規制で全ての価値観の衝突に対応することは困難です。多様な意見を事後的に調整する機能を持つ司法制度の重要性は増すばかりです。IT技術の進歩とともに、個人の活動領域は格段に広がり、個人がダイレクトに社会

と接する機会も増えています。個人が社会内で自らの権利・利益を主張し、確立するために、親身に相談に応じる身近な代理人は大いに役に立つはずですが。国際化も目覚ましい速度で進んでいます。国際社会では阿吽の呼吸で物事を処理することはできません。国際社会においては文化・歴史・言語を超えた普遍的なルール、すなわち法律が不可欠であり、その担い手が必要です。

社会は益々複雑になり、分野ごとの専門分化が進んでいます。これにより、社会と密接に関わる分野であっても他分野との間に深い断絶が認められるようになりました。他方で、市民は主権者として、例えば原発事故のような重大な社会問題について、専門性を取り入れた上での決断を迫られる機会が増えつつあります。専門分野の知見を、社会に共通の土台として活用するべく、社会生活上の通訳の役割を果たす法律家があらゆる分野で求められています。

改めて、市民や現代社会に社会の負託にこたえることのできるふさわしい「これからの法律家」について考えなければならないときが来ています。

私たちは、法科大学院で教育を受けた若手法律家の集まりであり、次代を担う若い世代でこの問題につき、意見を発信することで市民や社会の役に立つことができればと考えました。

私たちは、ここに、趣旨にご賛同いただける皆様とともに、若手法律家の自発的な集まりとして、「これからの法律家」を考える会を設立いたします。

市民や社会のために、法律家はいかなる役割を担うべきか、社会が法律家を養成する意義はどこにあるのか、法律家の養成は如何にしてなされるべきか、いま法律家の養成制度に必要なものは何か。

全国の若手法律家と連携して議論の場を創出し、定期的な会合を通じて「これからの法律家」に関する議論を深め、意見書の公表などにより「これからの法律家」にかかる「理念」「具体的な提言」を発信してゆきたいと考えております。

発起人一同

2013年2月7日

発起人（一部）

新井健一郎，井桁大介，小島秀一，香西駿一郎，亀田康次，河崎健一郎，後藤大，小松圭介，酒田芳人，鈴木幹太，深澤諭史，水上貴央，明神健一郎，武藤高晴，山川幸生，山田守彦